

高齢者の方の

補聴器購入費用を助成します

聴力機能低下に伴い日常生活で不便を感じている高齢者の方を対象に、コミュニケーションを支援し、積極的な社会参加を促すとともに、認知機能低下を予防することを目的として補聴器購入費用の一部を助成します。

対象者

下記の要件をすべて満たす方

- ① 飯南町内に住所を有する満65歳以上の高齢者
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③ 医師により両耳聴力レベル40デシベル以上70デシベル未満と診断され、補聴器の使用が必要とみとめられる方
- ④ 補聴器の使用により認知機能の低下を予防することに一定の効果が期待できると医師により判断された方

助成額

補聴器本体(イヤーマールド含む)購入費用として、

上限額 20,000 円

○1人1台(1回)限り

○修理費等及び交付決定前に購入したものは対象外

※令和7年4月以降購入予定分から助成対象となります

○事前申請が必要です(申請方法は裏面参照)

(※対象補聴器…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第43条第2項の規定による検定に合格した医療機器に限ります。)

①申請書を作成する

対象要件を確認の上、申請書を作成してください。

申請書は役場各窓口または町ホームページからダウンロードできます。

飯南町ホームページ



②耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められ、また補聴器の使用により認知機能の低下を予防することに効果が期待できると判断されたら意見書(様式第2号)の作成を医師に依頼する。



③補聴器販売業者へ見積書を依頼する

補聴器販売業者へ補聴器の見積書の作成を依頼する。(※まだ購入はできません)



④申請書類を提出する

役場各窓口へ申請書と意見書、見積書を提出する。



⑤助成決定通知書が届いてから補聴器を購入する

飯南町から「飯南町高齢者補聴器購入費助成決定通知書」が届いたら、見積書作成業者から補聴器を購入する。



⑥助成金の請求をする

補聴器購入後、「補聴器購入費償還払い申請書兼請求書」と領収書を役場各窓口へ提出する。